

第九管区海上保安本部公示第56号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和4年10月6日

第九管区海上保安本部長

倉田 雄二（公印省略）

新潟港外港の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名称 国土交通省北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所  
住所 新潟県新潟市中央区入船町 4-3778

名称 第九管区海上保安本部  
住所 新潟県新潟市中央区美咲町 1-2-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

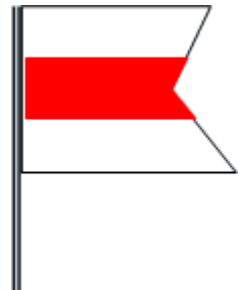
区域 新潟港外港（付図に示すとおり）  
期間 令和4年10月17日から10月31日までのうち2日間

3 水路測量の実施方法

GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う。

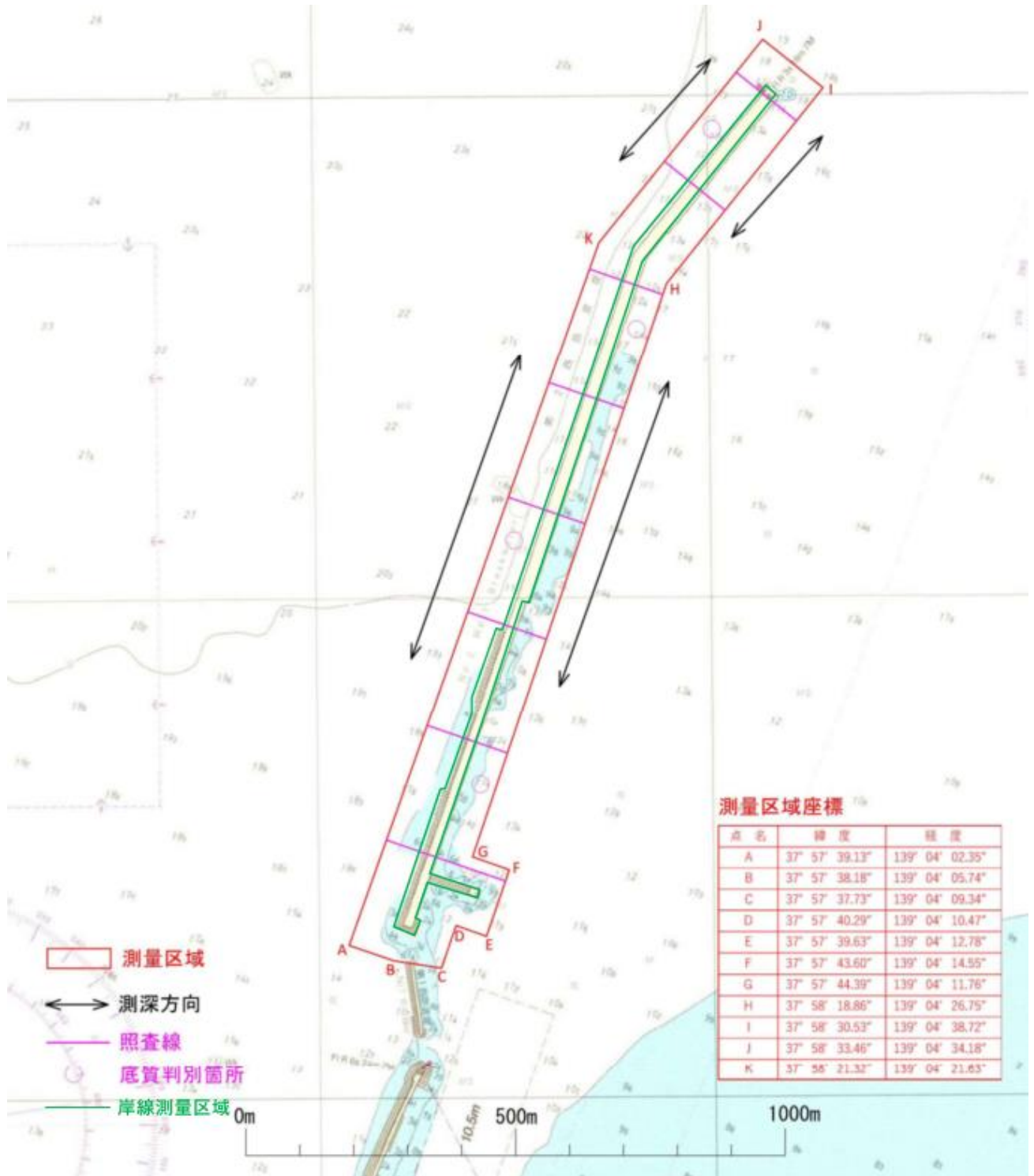
4 航行船舶に対する安全措置

- イ 作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。
- ロ 九管区水路通報により周知する。



測量区域

S = 1 : 7,500



海図 W1155A 関連